

大崎市公式キャラクターパタ崎さん利用規程

(目的)

第1条 この規程は、「大崎市公式キャラクターパタ崎さん」(以下「キャラクター」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、大崎市(以下「市」という。)に属する。

(利用の申請)

第3条 キャラクターを利用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合及び市が主催又は共催するイベント等で利用する場合を除き、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、大崎市キャラクター利用申請書兼利用許可書(様式第1号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) キャラクターの利用状況がわかる完成見本等
- (3) その他市長が必要と認める書類

(利用の承認)

第4条 市長は、前条の規定による利用の申請(以下「利用申請」という。)があった場合は、その内容を審査し、当該利用が市のシティプロモーションに寄与すると認めるときは、キャラクターの利用の承認をすることができる。この場合において、市長は必要があると認める場合には、キャラクターの利用方法の条件を付することができる。

2 市長は、前項の利用の承認(以下「利用承認」という。)を行ったときは、承認番号を付して大崎市キャラクター利用申請書兼利用許可書を申請者に交付する。

(利用承認の制限)

第5条 市長は、利用申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用承認をしないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合

- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) キャラクターの利用により誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) 立体物で、その表現がキャラクターの立体物と認められない場合
- (9) キャラクターの著しい変形や、その他キャラクターの利用が適当でないと認められる場合
- (10) その他市長が別に定める要件に該当しない場合

(利用料)

第6条 キャラクターの利用料については、当分の間、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第7条 利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された利用内容のみに利用をすること。
- (2) 当該利用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 利用承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) キャラクターを用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、承認番号を、その商品、包装、広告等に必ず明示すること。

(承認の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用承認を取り消し、利用者に対し、利用物件等の回収等の措置を請求することができる。利用者は、利用承認が取り消された場合、利用承認取消の日からキャラクターを使用することはできないものとする。

- (1) 利用者がこの規程に違反した場合
- (2) 利用者が利用承認に付した条件に違反した場合
- (3) 利用申請の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他キャラクターの利用継続が不適當であると認められた場合

2 市長は、前項の規定による利用承認の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 市長は、利用者に対し、キャラクターの利用状況等について報告させ、又は調査

することができるものとする。

(利用の非独占性等)

第9条 この規程による利用承認は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してキャラクターを利用する権利を付与するものではなく、かつ、商品、利用者等について市が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第10条 市は、利用申請に要した費用及びキャラクターの利用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第11条 市は、利用者に対して、利用承認に起因する損失等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、キャラクターを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、キャラクターの利用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第12条 市長は、キャラクターの利用承認の状況等について、広く利用促進を図る観点から、キャラクターの利用承認の状況等について情報を公開することができる。

(庶務事務)

第13条 この規程に関する事務は、産業経済部観光交流課が行う。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。